

埼玉県検証主任者登録要領

第1章 総則

(目的)

第1条 この要領は、埼玉県目標設定型排出量取引制度に係る検証機関登録等実施要綱（平成23年3月策定。以下「要綱」という。）第9条第1項の規定に基づく検証主任者に関する登録及び知事が実施する検証の業務に関する講習会について規定し、制度の安定と事務の円滑な運営を図り、もって地球温暖化対策に資することを目的とする。

第2章 業務経験

(業務経験)

第2条 要綱別表第4各項に規定する知事が指定する業務（以下「指定業務」という。）は、別表第1に掲げるとおりとする。

第3章 講習会

(講習の内容等)

第3条 要綱別表第4各項に規定する知事が実施する検証の業務に関する講習会（以下「講習会」という。）として、登録区分ごとに、新たに登録を受けようとする者を対象とした講習会（以下「新規講習会」という。）及び更新の登録を受けようとする者を対象とした講習会（以下「更新講習会」という。）を実施する。

2 講習会における科目は、別表第2に掲げるとおりとする。

(受講申込み方法等)

第4条 講習会の受講の申込みは、知事があらかじめ示す方法により行うものとする。

2 更新講習会を受講できる者は、講習会の修了証が有効期間内にある検証主任者のうち、別表第1の更新の欄に掲げる指定業務の経験に係る要件を満たす者とする。

(広報)

第5条 講習会の実施日、講習会場、その他必要な事項については、埼玉県環境部温暖化対策課ホームページで広く周知する。

(修了試験)

第6条 知事は、新規講習会における講習の終了後、講習内容等に対する受講者の理解の程度を確認するための修了試験を実施するものとする。

(講習会の修了の認定)

第7条 新規講習会にあっては次のいずれの基準も満たす者を、更新講習会にあっては次の一の基準を満たす者を、講習会を修了した者とする。

一 講習会の出席

原則として講習を全て受講すること

二 修了試験の合格

登録区分ごとに出題された問題数に対して80%以上の問題を正解すること

(記録事項)

第8条 知事は、新規講習会の受講者に関しては次の第一号から第七号の事項を、更新講習会の受講者に対しては次の第一号から第五号及び第七号の事項をそれぞれ記録し、講習会を実施した日から3年間保存する。

- 一 受講者番号
- 二 氏名
- 三 受講した登録区分
- 四 連絡先（住所及び電話番号等）
- 五 講習会の出席
- 六 講習会修了試験の成績
- 七 講習会の修了の可否

第4章 修了証

(修了証の交付)

第9条 知事は、講習会を修了した者に対して講習会を実施した日から1月以内に、様式第1号による修了証を交付する。

(修了証の有効期間)

第10条 修了証の有効期間は、交付の日から3年間とする。

2 講習会を修了した者が産前産後休暇、出生時育児休業若しくは育児休業（以下「産休・育休等による休業」という。）又は介護休業を取得した場合であって、当該者から様式第2号に、様式第3号を添えて修了証の有効期間の変更を希望する旨の申請があったときは、前項の規定にかかわらず、修了証の有効期間を次の各号に掲げる職場復帰の時期に応じて、当該各号に掲げる期間に変更することができるものとする。

一 有効期間の終了日（以下「有効期日」という。）を過ぎて職場復帰した場合

産休・育休等による休業開始日又は介護休業開始日から有効期日までの休業期間の長さと、有効期日から職場復帰した日までの長さを、変更前の有効期間に加えた期間

二 有効期間内に職場復帰した場合

産休・育休等による休業開始日又は介護休業開始日から職場復帰した日までの期間の長さを、変更前の有効期間に加えた期間

3 産休・育休等による休業の場合であって、変更された有効期日が同一子の分割した出生時育児休業又は育児休業中の場合は、再申請することにより、当該休業期間と有効期間が重複した期間を加えた期間を延長できる。また、介護休業の場合であって、変更された有効期日が同年度に分割した介護休業中の場合は、再申請することにより、当該休業期間と有効期間が重複した期間を加えた期間を延長できる。

4 前項における延長は、最初の有効期日から3年後の前日までの期間内で認める。

5 知事は、第2項の申請があった場合において有効期間を変更したときは、変更後の有効期間を記載

した修了証を交付する。

- 6 第2項の規定により修了証の有効期間を変更した場合であって、当該修了証に係る登録（以下「当初登録」という。）について第16条第1項の規定を適用したときは、当初登録の更新の登録を受けるための更新講習会の修了証の有効期間は、第1項の規定にかかわらず、当初登録を受けるための新規講習会の修了証の有効期日の直近に開催された更新講習会（登録区分が当初登録の登録区分と同じものに限る。）の実施の日から3年間とする。

（修了証の再交付）

第11条 修了証は、自然災害により滅失した場合等知事が認める場合を除き、再交付しない。

第5章 登録

（登録申請）

第12条 検証主任者の登録又は更新の登録を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類により知事に申請するものとする。

- 一 様式第4号による検証主任者登録申請書
- 二 別表第1に掲げる当該登録区分の業務経験を証明する書類

（登録）

第13条 知事は、前条の規定による申請を受けたときは、当該申請を行った者（以下「申請者」という。）のうち、別表第1各項に規定する業務経験があり、かつ要綱別表第4各項に規定する講習会を修了した者（以下「登録有資格者」という。）を、検証主任者登録簿に第15条に規定する事項を記載して、登録する。

2 知事は、前項の規定による登録をしたときは、申請者に様式第5号による登録証を交付する。

（登録の拒否）

第14条 知事は、申請者が登録有資格者でない場合、申請者に対して様式第6号に理由を付して、通知するものとする。

（検証主任者登録簿）

第15条 検証主任者登録簿は、様式第7号により次に掲げる事項を記載したものとする。

- 一 登録番号
- 二 検証主任者の氏名及び住所
- 三 登録区分
- 四 登録の有効期間

（登録の有効期間）

第16条 検証主任者の登録の有効期間は、修了証の有効期日までとする。ただし、更新の登録の申請があった場合において、申請者の責によらず、又は、有効期日から1月前までにその登録区分の更新講習会が実施されていないために、登録の有効期日までに当該更新の登録又は登録の拒否の手続が完了していないときは、従前の登録は、当該手続が完了する日まで有効とする。

- 2 知事は前項の申請があった場合において、当該申請を適当と認めたときは、その旨を検証主任者登録申請書の備考欄に記載し、副本を申請者へ返却する。
- 3 検証主任者の登録を受けた者が産休・育休等による休業又は介護休業を取得した場合であって、当該者から様式第8号に、様式第3号を添えて登録の有効期間の変更を希望する旨の申請があったときは、前項の規定にかかわらず、登録の有効期間を次の各号に掲げる職場復帰の時期に応じて、当該各号に掲げる期間に変更することができるものとする。
 - 一 有効期日を過ぎて職場復帰した場合
産休・育休等による休業開始日又は介護休業開始日から有効期日までの休業期間の長さと、有効期日から職場復帰した日までの長さを、変更前の有効期間に加えた期間
 - 二 有効期間内に職場復帰した場合
産休・育休等による休業開始日又は介護休業開始日から職場復帰した日までの期間の長さを、変更前の有効期間に加えた期間
- 4 産休・育休等による休業の場合であって、変更された有効期日が同一子の分割した出生時育児休業又は育児休業中の場合は、再申請することにより、当該休業期間と有効期間が重複した期間を加えた期間を延長できる。また、介護休業の場合であって、変更された有効期日が同年度に分割した介護休業中の場合は、再申請することにより、当該休業期間と有効期間が重複した期間を加えた期間を延長できる。
- 5 前項における延長は、最初の有効期日から3年後の前日までを認める。
- 6 知事は、第3項の申請があった場合において有効期間を変更したときは、変更後の有効期日を記載した登録証を交付する。

(登録証の再交付)

第17条 登録証は、自然災害により滅失した場合等知事が認める場合を除き、再交付しない。

(登録の取消し)

第18条 知事は、登録された検証主任者が次のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- 一 登録検証機関が要綱第15条第1項の規定に基づき登録を取り消された場合において、検証主任者がその日前30日以内にその登録検証機関の役員であったとき。
- 二 検証主任者が次に掲げる事業者に対する検証業務（当該検証報告書に関する全ての意見表明を含む。）を担当したことにより、要綱第15条第1項の規定に基づき検証機関が登録を取り消されたとき。
 - ア 検証主任者が、役員若しくは使用人である、又は検証業務を実施する過去1年以内に役員若しくは使用人であった事業者
 - イ 検証主任者が役員である、又は検証業務を実施する過去1年以内に役員であった事業者の関係会社
 - ウ 検証主任者が、その事業者の親会社又は子会社の使用人である事業者
 - エ 検証主任者が、株主（議決権保有割合で3%以上の場合に限る。）又は出資者（出資金が全体で3%以上の場合に限る。）である事業者（相続又は遺贈により事業者の株式又は出資を取得後1年経過しない場合を除く。）
 - オ 検証主任者が、金銭消費貸借契約を締結している事業者（相続又は遺贈により事業者の債権若

しくは債務を取得後1年経過しない場合又は債権若しくは債務の額が100万円未満である場合を除く。)

- 2 知事は、前項の規定により登録を取り消したときは、様式第9号に理由を付して、登録を取り消した者に通知するものとする。
- 3 第1項の規定により登録を取り消された者は、その措置があった日から2年が経過するまでは、検証主任者の登録を申請することができない。

(氏名変更による届出)

- 第19条 修了証を交付された者及び登録証を交付された者は、氏名に変更があり、かつ、修了証又は登録証に記載される氏名の変更を希望する場合は、様式第10号に氏名の変更の事実を証する書類を添えて、その旨を知事に届け出るものとする。
- 2 知事は、前項の規定による届出があったときは、変更後の氏名を記載した修了証又は登録証を交付する。

(個人情報の保護)

- 第20条 知事は、第8条に規定する講習会の受講者に関する記録事項及び第15条に規定する検証主任者登録に関する記録事項について、検証主任者の登録事務の適正な管理に必要な範囲において使用し、それ以外の目的には使用しない。

第6章 特例

(東京都講習会修了者に関する特例)

- 第21条 知事は、東京都検証主任者登録要綱（以下「東京都要綱」という。）第7条の規定により東京都要綱第3条に規定する講習会を修了したと認定された者のうち、第3条に規定する講習会を修了していない者（以下「東京都講習会修了者」という。）を対象として、埼玉県目標設定型排出量取引制度に関する講習会（以下「特別講習会」という。）を実施する。
- 2 埼玉県環境部温暖化対策課長（以下「課長」という。）は特別講習会を受講した者に対して特別講習会を実施した日から1月以内に、様式第11号による受講証を交付する。
 - 3 受講証の有効期間は、交付の日から3年間とする。
 - 4 特別講習会を受講した者が産休・育休等による休業又は介護休業を取得した場合であって、当該者から様式第12号に、様式第3号を添えて受講証の有効期間の変更を希望する旨の申請があったときは、前項の規定にかかわらず、受講証の有効期間を次の各号に掲げる職場復帰の時期に応じて、当該各号に掲げる期間に変更することができるものとする。
 - 一 有効期日を過ぎて職場復帰した場合
産休・育休等による休業開始日又は介護休業開始日から有効期日までの休業期間の長さ、有効期日から職場復帰した日までの長さを、変更前の有効期間に加えた期間
 - 二 有効期間内に職場復帰した場合
産休・育休等による休業開始日又は介護休業開始日から職場復帰した日までの期間の長さを、変更前の有効期間に加えた期間
 - 5 産休・育休等による休業の場合であって、変更された有効期日が同一子の分割した出生時育児休業又は育児休業中の場合は、再申請することにより、当該休業期間と有効期間が重複した期間を加えた

期間を延長できる。また、介護休業の場合であって、変更された有効期日が同年度に分割した介護休業中の場合は、再申請することにより、当該休業期間と有効期間が重複した期間を加えた期間を延長できる。

- 6 前項における延長は、最初の有効期日から3年後の前日までを認める。
- 7 課長は、第4項の申請があった場合において有効期間を変更したときは、申請者に対して様式第13号により変更後の有効期間を通知するものとする。
- 8 受講証は、自然災害により滅失した場合等知事が認める場合を除き、再交付しない。
- 9 特別講習会を受講した東京都講習会修了者は、受講証及び別表第3左欄に掲げる各東京都登録区分の東京都要綱第10条に規定する修了証（以下「東京都修了証」という。）の有効期間内に限り、同表右欄に掲げる埼玉県登録区分の講習会を修了した者とみなす。
- 10 別表第3左欄に掲げる各東京都登録区分について東京都講習会修了者が同表右欄に掲げる埼玉県登録区分の検証主任者の登録を受けようとするときは、第12条に規定にかかわらず、次の各号に掲げる書類により知事に申請することができるものとする。
 - 一 第12条各号に掲げる書類
 - 二 東京都修了証（有効期間内のものに限る。）の写し
- 11 前項の規定により申請を行った者を、第13条第1項に規定する登録をした場合の登録の有効期間は、東京都修了証の有効期日までとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成23年4月22日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領の施行の際、現に、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成13年東京都規則第34号。以下「東京都規則」という。）第5条の11第1項各号で定める講習会を修了している者は、次表の左欄に掲げる東京都規則の区分に応じ、右欄に掲げる要綱別表第4各号に対応する講習会を修了したものとみなす。

なお、修了証は交付しない。

東京都規則第5条の11		要綱別表第4	
一	特定ガス・基準量検証	一	目標設定ガス・基準量検証
二	都内外削減量検証	二	県内外削減量検証
三	その他ガス削減量の検証	三	その他ガス削減量の検証
四	電気等環境価値保有量の検証	四	電気等環境価値保有量の検証
五	優良事業所基準への適合の検証 （第1区分事業所の検証に限る。）	五	優良事業所基準への適合の検証 （第1区分事業所の検証に限る。）
六	優良事業所基準への適合の検証 （第2区分事業所の検証に限る。）	六	優良事業所基準への適合の検証 （第2区分事業所の検証に限る。）

- 3 前項で講習会を修了したとみなされた者のうち、埼玉県での検証業務を希望する者は、知事が別に実施する特別講習会を受講するものとする。
- 4 第2項の規定は、東京都要綱第10条で定める講習会の修了証の有効期間内に限り有効とする。
- 5 第2項の規定に該当する者が第12条の登録を申請しようとするときは、同条第2号の講習会の修

了証の写しは、東京都要綱第 10 条で定める講習会の修了証の写しをもって代えるものとする。

6 第 2 項の規定に該当する者については、第 16 条の規定における「修了証」を「東京都規則で定める講習会の修了証」に読み替えるものとする。

7 この要領の施行の際、現に、東京都要綱第 14 条第 1 項の規定に基づく登録を受けている者が、第 12 条の登録を申請しようとするときは、同条第 3 号の書類は、東京都要綱第 13 条に基づき東京都に提出した書類の写しをもって代えるものとする。

附則

(施行期日)

この要領は、平成 24 年 4 月 24 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、平成 25 年 4 月 23 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、平成 28 年 5 月 31 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、令和 4 年 6 月 3 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、令和5年12月25日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、令和6年7月16日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1

登録区分	新規登録	更新登録
目標設定ガス・ 基準量	登録を申請した日から過去3年(※1)以内において、次の業務について担当した案件の合計が10件以上であること。 - 本制度における同登録区分での検証業務 - 東京都総量削減義務と排出量取引制度(以下「東京都制度」という。)における特定ガス・基準量登録区分での検証業務 - 省エネルギー診断業務 - ISO14001規格に基づく第三者審査業務 - ISO50001規格に基づく第三者審査業務 - 京都議定書に基づくCDM/JI制度のDOEにおける、有効化審査業務若しくは検証業務 - J-クレジット制度における検証業務 - 工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業(以下「SHIFT事業」という。)における検証業務 <u>GXリーグにおける排出量取引制度(以下「GX-ETS」という。)での合理的保証水準の検証業務</u>	登録を申請した日から過去3年(※1)以内において、次の業務について担当した案件の合計が10件以上であること。 - 本制度における同登録区分での検証業務 - 東京都制度における特定ガス・基準量登録区分での検証業務
県内外削減量	登録を申請した日から過去3年(※1)以内において、次の業務について担当した案件の合計が10件以上であること。 - 本制度における同登録区分での検証業務 <u>本制度における目標設定ガス・基準量の登録区分での検証の業務</u> - 東京都制度における都内外削減量登録区分での検証業務 - 省エネルギー診断業務 - ISO14001規格に基づく第三者審査業務 - ISO50001規格に基づく第三者審査業務 - 京都議定書に基づくCDM/JI制度のDOEにおける、有効化審査業務又は検証業務 - J-クレジット制度又はSHIFT事業における検証業務 <u>GX-ETSでの合理的保証水準の検証業務</u> 又は、次の業務について、合計で1年以上従事し	登録を申請した日から過去3年(※1)以内において、次の業務について担当した案件の合計が10件以上であること。 - 本制度における同登録区分での検証業務 - 本制度における目標設定ガス・基準量の登録区分での検証業務 - 東京都制度における都内外削減量登録区分での検証業務 - 東京都制度における特定ガス・基準量の登録区分での検証業務

	ていること。 省エネルギー・CO₂削減に関する診断、コンサルティング又はコミショニングの業務、若しくは、これに類する業務	
その他ガス削減量	登録を申請した日から過去3年(※1)以内に於いて、次の業務について担当した案件の合計が3件以上であること。 - 本制度における同登録区分での検証業務 - 東京都制度におけるその他ガス削減量登録区分での検証業務 - ISO14001規格に基づく第三者審査業務 - ISO50001規格に基づく第三者審査業務 - 京都議定書に基づくCDM/JI制度のDOEにおける、有効化審査業務又は検証業務(エネルギー起源CO₂以外のガスの削減に係るプロジェクトに対する業務に限る。)	登録を申請した日から過去3年(※1)以内に於いて、次の業務について担当した案件の合計が3件以上であること。 - 本制度における同登録区分での検証業務 - 東京都制度におけるその他ガス削減量登録区分での検証業務
電気等環境価値保有量	登録を申請した日から過去3年(※1)以内に於いて、次の業務について担当した案件の合計が10件以上であること。 - 本制度における同登録区分での検証の業務 - 本制度における目標設定ガス・基準量の登録区分での検証の業務 - 東京都制度における電気等環境価値保有量登録区分での検証の業務 - グリーン電力証書制度における認証業務 - 京都議定書に基づくCDM/JI制度のDOEにおける、有効化審査業務又は検証業務(再生可能エネルギーの利用を含むプロジェクトに対する業務に限る。) - J-クレジット制度又はSHIFT事業における検証業務(再生可能エネルギーの利用を含むプロジェクトに対する業務に限る。)	登録を申請した日から過去3年(※1)以内に於いて、次の業務について担当した案件の合計が10件以上であること。 - 本制度における同登録区分での検証業務 - 東京都制度における電気等環境価値保有量登録区分での検証業務 - 本制度における目標設定ガス・基準量の登録区分での検証業務 - 東京都制度における特定ガス・基準量の登録区分での検証業務 - 本制度又は東京都制度における優良事業所基準への適合の登録区分での検証業務
優良事業所基準への適合	エネルギー管理士、設備設計一級建築士、建築設備士又は、技術士(電気電子、機械、衛生工学、総合技術監理(電気電子、機械、衛生工学))のうち、いずれかの資格を有すること。合わせて、次の業務についていずれかに従事していること。 - 本制度又は東京都制度における優良事業所基準への適合の検証業務に3年以上従事(※2)していること。 - 原油換算エネルギー使用量が1,500[kL]以上の事業所に対する省エネルギー・CO₂削減に関するコミショニングの業務に3年以上従事(※2)していること。 - 省エネルギー・CO₂削減に関する診断、コンサルティング又はコミショニングの業務に3年以上従事していること。	登録を申請した日から過去5年(※1)以内に於いて、次の業務について担当した案件の合計が1件以上であること。 本制度又は東京都制度における同登録区分での検証業務

(※1) 第16条第3項の規定により有効期間が変更された場合にあつては、産休・育休等による休業

期間又は介護休業の期間を除いた３年間又は５年間

(※２) 登録を申請した日から過去３年(※１) 以内において、担当した案件の合計が３件以上であれば３年以上従事したとみなす。

別表第2

登録区分：目標設定ガス・基準量(新規講習会)

科目
検証機関の要件
目標設定ガス排出量の算定
目標設定ガス排出量の検証
修了試験

登録区分：目標設定ガス・基準量(更新講習会)

科目
検証実務判断（目標設定ガス・基準量）
検証において間違いやすい例
検証業務を実施するために必要な知識

登録区分：県内外削減量(新規講習会)

科目
検証機関の要件
県内削減量の算定
県内削減量の検証
県外削減量の算定
県外削減量の検証
修了試験

登録区分：県内外削減量(更新講習会)

科目
検証実務判断（県内外削減量）
検証において間違いやすい例
検証業務を実施するために必要な知識
対策した設備ごとの削減量について

登録区分：その他ガス削減量(新規講習会)

科目
検証機関の要件
その他ガス削減量の算定
その他ガス削減量の検証
修了試験

登録区分：その他ガス削減量(更新講習会)

科目
検証実務判断（その他ガス削減量）
検証において間違いやすい例
検証業務を実施するために必要な知識

登録区分：電気等環境価値保有量(新規講習会)

科目
検証機関の要件
電気等環境価値保有量の算定
電気等環境価値保有量の検証
修了試験

登録区分：電気等環境価値保有量(更新講習会)

科目
検証実務判断（電気等環境価値保有量）
検証において間違いやすい例
検証業務を実施するために必要な知識

登録区分：優良事業所基準(新規講習会)

科目
検証機関の要件
優良事業所基準の適合
優良事業所基準の検証
修了試験

登録区分：優良事業所基準(更新講習会)

科目
検証実務判断（優良事業所基準の検証）
検証において間違いやすい例
検証業務を実施するために必要な知識

別表第 3

東京都登録区分	埼玉県登録区分
特定ガス・基準量検証	目標設定ガス・基準量検証
都内外削減量検証	県内外削減量検証
その他ガス削減量の検証	その他ガス削減量の検証
電気等環境価値保有量の検証	電気等環境価値保有量の検証
優良事業所基準への適合の検証	優良事業所基準への適合の検証

検証主任者等講習会修了証

番 号 第 号

氏 名

生年月日 年 月 日

登録区分

あなたは、埼玉県が実施する以上の登録区分に
おける検証主任者等講習会を修了したことを証
します。

年 月 日

埼玉県知事

※本修了証は、
、登録区分における検証主任者等講習会の修了を証明する書類
となります。

（日本産業規格 A 列 4 番）

（あて先）
埼玉県知事

申請者の住所

申請者の氏名

修了証有効期間変更申請書

埼玉県検証主任者登録要領第10条第2項の規定により修了証有効期間変更申請書を提出します。

(1) 申請する修了証の区分と交付日

	区分内容	修了証の交付日	修了証番号
☐	1. 目標設定ガス・基準量	年 月 日	
☐	2. 県内外削減量	年 月 日	
☐	3. その他ガス削減量	年 月 日	
☐	4. 電気等環境価値保有量	年 月 日	
☐	5. 優良事業所基準	年 月 日	

(2) 休業期間

	休業等の種類	休業等期間①		休業等期間②		休業等期間③	
		開始日	終了日	開始日	終了日	開始日	終了日
☐	産 前 産 後 休 暇						
☐	出 生 時 育 児 休 業						
☐	育 児 休 業						
☐	介 護 休 業						

休業等期間の日数	日間
----------	----

(3) 変更期間（①又は②を選択し、記入する）

①有効期間を過ぎて職場復帰した場合

休業等開始日	年 月 日
--------	-------

	区分内容	変更前の修了証の有効期日	変更される有効期間
☐	1. 目標設定ガス・基準量	年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日
☐	2. 県内外削減量	年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日
☐	3. その他ガス削減量	年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日
☐	4. 電気等環境価値保有量	年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日
☐	5. 優良事業所基準	年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日

②有効期間内に職場復帰した場合

休業等開始日	年 月 日	職場復帰の日	年 月 日
--------	-------	--------	-------

	区分内容	変更前の修了証の有効期日	変更される有効期間
☐	1. 目標設定ガス・基準量	年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日
☐	2. 県内外削減量	年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日
☐	3. その他ガス削減量	年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日
☐	4. 電気等環境価値保有量	年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日
☐	5. 優良事業所基準	年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日

(4) 勤務先など

所 属	企業及び団体名 （営業所）	
	連 絡 先	電話番号
		電子メールアドレス

※備考欄

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

年 月 日

産前産後休暇・出生時育児休業・育児休業・介護休業期間証明

氏名		生年月日	年 月 日
住所			

産前産後休暇期間			
年	月	日	～ 年 月 日
出生時育児休業期間			
年	月	日	～ 年 月 日
年	月	日	～ 年 月 日
育児休業期間			
年	月	日	～ 年 月 日
年	月	日	～ 年 月 日
介護休業期間			
年	月	日	～ 年 月 日
年	月	日	～ 年 月 日
年	月	日	～ 年 月 日

上記のとおり、産前産後休暇・出生時育児休業・育児休業・介護休業期間証明により
勤務しなかったことを証明します。
年 月 日

所在地
名称
証明者（役職・氏名）
電話

※説明する雇用主がないなど証明する者が自分自身の場合、以下の書類を添付すること。
1 産休・育休等による休業
子の誕生日を証するもの（母子手帳、子の保険証など）の写し
2 介護休業
介護対象となった家族の続柄と介護の内容を説明する文書（任意様式）

年 月 日

（あて先）
埼 玉 県 知 事

検証主任者登録申請者の住所

検証主任者登録申請者の氏名

検証主任者登録証番号（保有している場合） 第 号

検証主任者登録申請書

埼玉県検証主任者登録要領第12条の規定により検証主任者登録申請書を提出します。

（1）申請する登録区分

登録区分	登録	更新	区分内容	申請者写真
	☐	☐	1. 目標設定ガス・基準量	1. 上半身・正面・脱帽で最近6か月以内に撮影したもの。 2. 縦40mm×横30mmの写真を貼ってください。 3. 副本への貼付けは不要です。
	☐	☐	2. 県内外削減量	
	☐	☐	3. その他ガス削減量	
	☐	☐	4. 電気等環境価値保有量	
	☐	☐	5. 優良事業所基準	

（2）資格要件

①埼玉県の講習会の修了

講習会の種類	修了日
1. 目標設定ガス・基準量	年 月 日
2. 県内外削減量	年 月 日
3. その他ガス削減量	年 月 日
4. 電気等環境価値保有量	年 月 日
5. 優良事業所基準	年 月 日

（要領第21条第9項の規定により申請する場合、「修了日」欄には東京都の講習会修了日を記載すること。）

②当該申請の区分に係る検証業務の実績

業務経験のある分野	過去の実績件数	概要

（3）勤務先など

所属	企業及び団体名（営業所）	
	連絡先	電話番号
	電子メールアドレス	

※備考欄

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

様式第 5 号（第 13 条関係）

（表）

埼玉県検証主任者登録要領第 13 条第 2 項に規定する

埼玉県検証主任者登録証

氏 名：
生年月日：
番 号：

発行日： 年 月 日
埼玉県知事

印

写真

縦 5 5 mm × 横 9 1 mm

（裏）

検証主任者登録区分における有効期日		
登録区分	有効期日	
目標設定ガス・基準量		
県内外削減量		
その他ガス削減量		
電気等環境価値保有量		
<u>優良事業所基準</u>		

縦 5 5 mm × 横 9 1 mm

検証主任者登録拒否通知書

第 年 月 号 日

様

埼 玉 県 知 事



埼玉県検証主任者登録要領第 1 4 条の規定により、次のとおり検証主任者としての登録を拒否いたします。

検証主任者申請者の氏名	
検証主任者申請者の住所	
登録拒否する登録区分	
登 録 拒 否 の 理 由	
備 考	

検証主任者登録簿				
登 録 番 号	検 証 主 任 者 の 氏 名	検 証 主 任 者 の 住 所	登 録 区 分 及 び 間	
			1 目標設定ガス・基準量 登録有効期間 年 月 日から 年 月 日まで	
			2 県内外削減量 登録有効期間 年 月 日から 年 月 日まで	
			3 その他ガス削減量 登録有効期間 年 月 日から 年 月 日まで	
			4 電気等環境価値保有量 登録有効期間 年 月 日から 年 月 日まで	
			5 <u>優良事業所基準</u> 登録有効期間 年 月 日から 年 月 日まで	

（あて先）
埼玉県知事

申請者の住所

申請者の氏名

検証主任者登録証番号

検証主任者登録有効期間変更申請書

埼玉県検証主任者登録要領第16条第3項の規定により検証主任者登録有効期間変更申請書を提出します。

（1）申請する登録証の区分と交付日

	区分内容	変更前の登録証の交付日
☐	1. 目標設定ガス・基準量	年 月 日
☐	2. 県内外削減量	
☐	3. その他ガス削減量	
☐	4. 電気等環境価値保有量	
☐	5. 優良事業所基準	

（2）休業期間

	休業等の種類	休業等期間①		休業等期間②		休業等期間③	
		開始日	終了日	開始日	終了日	開始日	終了日
☐	産 前 産 後 休 暇						
☐	出 生 時 育 児 休 業						
☐	育 児 休 業						
☐	介 護 休 業						

休業等期間の日数	日間
----------	----

（3）変更期間（①または②を選択し、記入する）

①有効期間を過ぎて職場復帰した場合

休業等開始日	年 月 日
--------	-------

	区分内容	変更前の登録の有効期日	変更される有効期間
☐	1. 目標設定ガス・基準量	年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日
☐	2. 県内外削減量	年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日
☐	3. その他ガス削減量	年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日
☐	4. 電気等環境価値保有量	年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日
☐	5. 優良事業所基準	年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日

②有効期間内に職場復帰した場合

休業等開始日	年 月 日	職場復帰の日	年 月 日
--------	-------	--------	-------

	区分内容	変更前の登録の有効期日	変更される有効期間
☐	1. 目標設定ガス・基準量	年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日
☐	2. 県内外削減量	年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日
☐	3. その他ガス削減量	年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日
☐	4. 電気等環境価値保有量	年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日
☐	5. 優良事業所基準	年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日

（4）勤務先など

所 属	企業及び団体名 （営業所）	
	連 絡 先	電話番号
		電子メールアドレス

※備考欄

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

検証主任者登録取消通知書

第 年 月 号 日

様

埼 玉 県 知 事



埼玉県検証主任者登録要領第18条第2項の規定により、次のとおり検証主任者としての登録を取り消すものとする。

検 証 主 任 者 の 氏 名	
登 録 番 号	
登 録 を 取 り 消 す 理 由	
登 録 を 取 り 消 し た 日 ま で に 実 施 さ れ た 検 証 に つ い て 取 消 し の 効 力 の 及 ぶ 範 囲	
備 考	

氏名変更届

年 月 日

（あて先）

埼 玉 県 知 事

（郵便番号）

住 所

（フリガナ）

氏 名

番 号

（検証主任者等講習会修了証）
（ 検 証 主 任 者 登 録 証 ）

に記載された氏名が変更となったため、次のとおり
届け出ます。

1 氏名の変更

新	旧

2 理由

特別講習会受講証

氏 名

あなたは、埼玉県検証主任者登録要領に
基づく特別講習会を受講したことを証しま
す。

年 月 日

埼玉県環境部温暖化対策課長

※本受講証は、交付の日から３年間有効となります。

（日本産業規格 A 列 4 番）

年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

申請者の住所

申請者の氏名

特別講習会受講証有効期間変更申請書

埼玉県検証主任者登録要領第 21 条第 4 項の規定により特別講習会受講証有効期間変更申請書を提出します。

(1) 受講証交付日

年 月 日

(2) 休業期間

休業等の種類 (※)	産前産後休業・出生時育児休業・育児休業・介護休業
休業等期間①	年 月 日 ～ 年 月 日
休業等期間②	年 月 日 ～ 年 月 日
休業等期間③	年 月 日 ～ 年 月 日
休業期間の日数	日間

※該当するものを選択してください。

(3) 変更期間

休業等開始日	年 月 日
職場復帰の日	年 月 日
変更前の受講証の有効期日	年 月 日
変更される有効期間	年 月 日～ 年 月 日

(3) 勤務先など

所 属	企業及び団体名 (営業所)		
	連 絡 先	電話番号	
		電子メールアドレス	
※備考欄			

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

(日本産業規格A列4号)

特別講習会有効期間変更通知書

第 年 月 号 日

様

埼玉県環境部温暖化対策課長

埼玉県検証主任者登録要領第 2 1 条第 7 項の規定により、変更後の特別講習会受講証の有効期間を通知します。

申 請 者 の 氏 名	
受 講 証 交 付 日	年 月 日
変 更 後 の 有 効 期 日	年 月 日
備 考	